

令和4年(2022年)5月6日

西宮市立学校園保護者様

西宮市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る学校園の対応について

日頃より本市の教育活動にご理解とご支援を賜り、お礼申し上げます。

さて、このたび「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が改定されたことを受けて、5月6日(金)以降、各学校園に留意いただきたい事項を下記のとおりといたします。

本市におきましては、依然として、一部の学級を閉鎖せざるを得ない状況が続いていることから、引き続き「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、感染防止対策に十分配慮し、教育活動を行ってまいります。

各家庭におかれましても下記の内容について、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 教育活動

校外から大人数を呼び込むような校内行事(授業参観、懇談会等)を実施する際は、マスク着用、消毒はもとより体調が不調の場合は来校を自粛するなど感染防止対策の徹底を改めてお願いするとともに、1回当たりの参加人数の制限や座席等の間隔を広く取るなど十分な対策を講じます。

学級閉鎖や、感染及び濃厚接触、感染不安等により登校できない児童生徒に対しては、学校とのつながりや学習保障の観点から、ICTを積極的に活用したオンライン学活や、教材・課題、授業・説明動画の配信、課題・お知らせ等の配布、電話連絡など、積極的に取組みを進めてまいります。

2 宿泊的行事

宿泊を伴う学校行事(修学旅行、自然学校等)については、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染者が確認された場合の対応など十分確認のうえ、感染症防止対策を徹底して実施します。なお、宿泊は、感染症防止対策が確認される施設に限定します(学校は不可)。

3 部活動

- 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動(練習試合、合宿等を含む)を行います。
- 活動日及び時間は、平日(4日)で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とします。
(「西宮市立中学校の部活動方針」、「いきいき運動部活動(4訂版)」、「文化部活動の在り方に関する方針」)
- 県外での活動及び合宿(県内を含む)は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。
なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定します(学校は不可)。
- 部活動での休憩時のマスク着用および食事時の黙食を徹底します。
- 部内での感染者が発症した場合(部員同士、顧問と部員等)は、1日は全ての部活動を休止し、感染対策を確認します。

【部活動の取扱い】

区分	県内	県外
練習・練習試合・合同練習・合宿	○	○

(裏面に続く)

4 ご家庭へのお願い

- ・各家庭において、毎日の登校前の検温など、健康観察をあらためて徹底いただくとともに、次の感染予防対策をお願いします。

(1) 感染源を絶つ

- ・児童生徒本人はもとより兄弟姉妹など同居の家族に発熱等の風邪症状（ワクチン接種後も含む）がある場合は登校させないようお願いします。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）
ただし、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合においても、かかりつけ医等より、「感染の疑いや恐れがなく登校許可」と診断された児童生徒については、登校可とします。
（診断書は不要です。医師から口頭で告げられた診断内容を学校に伝えてください。）
- ・児童生徒が、濃厚接触者・行政検査※対象者（ともに無症状）と同居している場合等については、特段登校を控えていただく必要はありません。（ただし、今後の感染状況によっては出席停止等必要な措置を講じる場合があります。）
※行政検査：感染の疑いがある方等に、保健所や、医療機関の医師が、必要と判断して行う検査（医療従事者や職場等で定期的又は計画的に行われるPCR検査は含まれない）
- ・感染不安による欠席について、合理的な理由があると校長が判断する場合は出席停止とします。
- ・児童生徒のワクチン接種にかかる、やむを得ない欠席及び副反応による欠席については、出席停止扱いとします。（なお、ワクチンの接種は強制ではありません。）

(2) 感染経路を絶つ

- ・マスク（不織布が望ましい）の着用及び手洗いを徹底するようにお願いします。
ただし、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日及び本人が息苦しさをを感じる場合は、十分な身体的距離の確保や会話をしないなどの感染防止対策をとったうえで、マスクをはずすことも可能です。（交通機関利用時を除く）

(3) 抵抗力を高める

- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を取り、規則正しい生活をお願いします。

以上